

令和6年度第3回山形市景観審議会議事録

1 開催日時

令和7年3月18日（火）午後2時から午後3時

2 会場

東部公民館 2階講堂

3 出席者

(1) 委員8名

小林会長、山畑副会長、青柳委員、徳正委員、山田委員、會津委員、阿部委員、佐藤正委員

(2) 事務局10名

まちづくり政策部長、都市政策調整監、まちなみデザイン課長、
まちなみデザイン課長補佐、まちなみデザイン課景観係長、同係員（2名）、
まちなみデザイン課屋外広告物係長、同係員（2名）

4 傍聴者

(1) 一般傍聴者 1名

(2) 報道機関 0名

5 議事

議第1号 山形市景観計画の変更（案）について
山形市景観計画＜山寺景観重点地区編＞

6 報告

(1) 山形市屋外広告物条例第10条第6項における市長が指定する団体が路上変電塔に表示する屋外広告物について

7 資料の名称

- (1) 【資料1】 山形市景観計画の変更（案）について
- (2) 【資料2】 山形市景観計画 別冊＜山寺景観重点地区編＞
- (3) 【資料3】 山形市屋外広告物条例第10条第6項における市長が指定する団体が路上変電塔に表示する屋外広告物について

8 内容

- (1) 開会（まちなみデザイン課長補佐）
- (2) 挨拶（まちづくり政策部長）
- (3) 会長挨拶
- (4) 事務局から報告（まちなみデザイン課長補佐）
開会要件を満たすことを報告
要件 委員の2分の1以上の出席（山形市景観条例第41条第2項）
- (5) 議事録署名委員の指名（会長）
青柳 紀子 委員、阿部 直美 委員

(6) 議事（内容は以下のとおり）

議第 1 号 山形市景観計画の変更（案）について 山形市景観計画＜山寺景観重点地区編＞について事務局より説明。

＜議第 1 号＞	
事務局	議第 1 号について資料 1、2 に基づき説明
議長	ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。
委員	対象エリア全域の遵守基準があり、エリアごとに景観形成基準を設けているが、特に馬形地区（E エリア）は、二口街道という仙台までつながる街道沿いにある。昔ながらの景観を残しつつ、景観づくりを進めていただきたい。 また、都市計画審議会の中で、空き家を懸念する意見が出ていたようだが、馬形の歴史的な景観を残しつつ、リノベーションをしてカフェに活用するなどすれば、なお素晴らしい地域ができるのではないか。
議長	本日の諮問事項である、山形市景観計画の変更（案）について 山形市景観計画＜山寺景観重点地区編＞については原案に対し異議がないものとしその旨答申することとしてよろしいか。
委員	異議なし。（全会一致）
議長	異議がない旨答申することとする。

(7) 報告（内容は以下の通り）

① 山形市屋外広告物条例第 10 条第 6 項における市長が指定する団体が路上変電塔に表示する屋外広告物について

＜ 報 告 (1) ＞

事務局	資料 3 に基づき説明
議長	ただいまの説明に対して、意見、質問などがあれば発言をお願いしたい。 意見、質問なし

(8) その他

議長	馬形地区の景観重点地区指定についての総括となるが、山寺地区に新しくエリアを追加することとなる。担当者が馬形町内会の会合に参加したときの会議録を拝読した。地元からは当然ながら景観計画に対する期待と規制がかかることに対する不安感について、様々な声が寄せられていたが、将来性を考え今回の判断に至ったのだと思う。
----	--

当初は、五大堂からの素晴らしい眺望の中に見える素晴らしい集落景観を大切に扱っていくべきであると考え、馬形地区を景観重点地区に指定したいと考えたが、この考え方は地元からすると、五大堂からの眺望を保全するために自分たちの環境を規制されるとも捉えられるわけで、不安感があり、しっくりこなかった。

しかし、今回の景観計画においては、みなさんで議論していただき、眺望景だけではなく、むしろ歴史や自然と調和したまちなみを作っていくという大きな課題がある中で、結果として住環境の質を高めていくという目的に沿った計画内容となっているというのが大事なポイントだと思う。そういった点で地元の方のご理解をいただいたということを覚えておきたい。

そのように考えると、一般論として景観計画を持つ矛盾のようなものがある。常に我々はルールを作らなければならない。そして、一番大事なことを基準として定着させていくわけだが、ルールには個別性や場所性を反映しがたい。山形市の場合は、地元で協議をする組織を作り一件審査を実施している。一件ずつ丁寧に状況を見ながら判断するという仕組みが大事だと思う。ルールが先行してしまい、ルールに振り回されるような景観計画であってはならない。

もう一つ重要なことは、なぜ我々は景観計画を必要としてるのかということかと思う。景観計画は、ルールに従えば、すべて上手くいくということを保証しているわけではない。近代の建築では、様々な人工物を使い、様々な色彩を出すことができる。そのため、全体の秩序や周りとの調和感を失うおそれがあることが問題である。むしろ、景観計画を通じて積極的にデザインをしてほしい。その時のデザインというのは、自分勝手なデザインではなく、歴史や自然、生活と調和させながら作っていくものであってほしい。ルールを手掛かりとしてしっかりとデザインをし、これからもよりよい山形市の景観を作っていただきたい。これは行政側にも住民側にもお願いしたい。

(9) 閉会（まちなみデザイン課長補佐）